

島根県竹島問題研究会とその「第4期最終報告書」について

第4期島根県竹島問題研究会座長 下條 正男

平成17年(2005年)6月、島根県竹島問題研究会は、松江の地に呱呱の声をあげた。島根県が定めた「竹島問題研究会設置要綱」によると、設置の「目的」は「竹島問題についての国民世論啓発の一助とするため、竹島問題研究会を設置して、竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理を行う」ことにあった。

その「活動内容」としては、「一、竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、整理等」、「二、日韓両国の竹島に関する主張の体系的整理及び比較研究」、「三、日韓両国の竹島に関する論点に沿った関係資料及び史料の整理」、「四、研究の成果の取りまとめ及び発表」と、「研究会が必要と認める研究活動」を主な事業としている。

そこで島根県竹島問題研究会は、「国民世論啓発の一助」の一環として、竹島問題に関する客観的な歴史事実の究明に努めてきた。その成果は、第一期から第四期の中間では『中間報告書』を公刊し、各期の終了時には『最終報告書』にまとめて島根県知事に提出することになっている。中でも第一期の『最終報告書』は、外務省が2008年2月に編纂した小冊子『竹島問題を理解する10のポイント』(2008年2月)の刊行に繋がった。

さらに島根県竹島問題研究会は2014年3月、これまでの研究成果を集大成して『竹島問題100問100答』を出版した。『竹島問題100問100答』に対しては、その三ヵ月後の6月、慶尚北道の「独島史料研究会」が『「竹島問題100問100答」に対する批判』を刊行するなど、韓国側からも反響があった。それも独島史料研究会の『「竹島問題100問100答」に対する批判』は、『竹島問題100問100答』の全文を韓国語訳し、その一問一答の後に独島史料研究会の反論を載せるというものであった。これを読めば竹島問題に対する日韓の見解の違いが確認できるため、慶尚北道は全文をホームページに掲載していた。

だが現在、その『「竹島問題100問100答」に対する批判』は、ネット上から削除され、その痕跡すらない。韓国内に、韓国語訳された島根県竹島問題研究会の『竹島問題100問100答』が拡散することを嫌ったのだろうか。

「島根県竹島問題研究会」では、設置の「目的」に従って、遂次、韓国側の竹島研究を検証し、反証に努めている。それは韓国側から言質をとり、将来、韓国側との竹島論争が本格化した時の「切り札」とするためだ。中でも慶尚北道独島史料研究会の『「竹島問題100問100答」に対する批判』は、全文が韓国語に翻訳され、反論も記されている。今後、日本側がその公開を求め、それに応ずれば「島根県竹島問題研究会」の見解とその反論の実態が韓国内に拡がり、公開を拒めば、その理由を追及し続けることができる。

1. 危惧すべき日本の竹島対策

その「島根県竹島問題研究会」の活動も今年で十五周年を迎えたが、昨今の日本の領土問題に対する取組みには、一抹の不安を禁じえない。

島根県議会が「竹島の日」条例を制定しようとした際、外務大臣と外務省高官がその成立を阻止しようとしたことは、既知の事実である。それは長年に亘って日本政府が竹島問題を放置し、竹島問題を解決しようとする意識に乏しかったことの証である。

事実、島根県議会が「竹島の日」条例を制定した理由の一つに、1998年12月、竹島問題を棚上げして結んだ『日韓漁業協定』の存在がある。竹島問題の解決を忌避した日本政府は、日本海に「暫定水域」（日韓共同管理水域）を設定してしまった。それも日本の漁船は、竹島から12海里（22.2km）内に接近することができず、「暫定水域」には、日本海の好漁場である大和堆が含まれていた。それに「暫定水域」では旗国主義が採られたため、日本側では違法漁撈をする韓国漁船を取り締ることができなかつた。日本漁民は甚大な漁業被害を受けることになり、日本海は「乱獲の海」となっていた。

そこで島根県議会では2005年3月16日、竹島が島根県隠岐島司の所管となって100年目の2月22日を「竹島の日」とし、「竹島の領土権の早期確立」を目指したのである。その「竹島の日」条例に異を唱えたのが、日本の外務大臣と外務省高官である。

だがその外務省も、「竹島の日」条例の成立が確実になると、いつの間にかホームページを書き換え、「竹島は日本固有の領土」、「韓国が不法に占拠している」としていた。それに追従したのが文部科学省である。2006年度版の『地理』と『公民』の教科書検定では、「竹島は日本固有の領土」、「韓国が不法に占拠している」と修正したからだ。

韓国側がこれを「歴史歪曲教科書」として騒ぎ出すと、それが中国に伝播し、中国各地の反日暴動に飛び火した。その五年後、中国内には「尖閣諸島」奪取の潮流が湧きおこった。その時、参考にされたのが竹島を侵奪した韓国の歴史である。香港の週刊誌『亜洲週刊』（9月26日号）は、「韓国に学ぶ」と題した特集を組み、「日本から韓国が独島を奪還した貴重な経験を学べば釣魚島回復も夢でない」として、実行行使を訴えた。

だがこの尖閣問題でも、日本政府は「日韓漁業協定」と同じ轍を踏むのである。尖閣諸島問題が日中の懸案となると、日本政府は中国を牽制する意図からか、2014年に台湾政府と「日台漁業取り決め」を結んだ。問題は、「取り決め」の内容にあった。「日台漁業取り決め」では、日台の地理的中間線を大幅に割り込み、「法令適用除外水域」と「特別協力水域」を設定したからだ。これには「日韓漁業協定」で設置した「暫定水域」（共同管理水域）と同様の弊害が生じ、沖縄の漁民達も好漁場から締め出されたのである。

2. 日本政府の対応能力

この時、日本政府には「総合海洋政策本部」があり、「海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進する」こととされたが、存在感を示すことはなかつた。その日本政府が動くのは2012年8月、韓国の李明博大統領が現職の大統領としては初めて、竹島に上陸してからである。それも李明博大統領が竹島に上陸したのは、その前年の8月、鬱陵島にある「独島博物館」を視察しようとした自民党の「領土に関する特命委員会」所属の新藤義孝議員等に対する入国拒否事件があったからだ。

この「独島博物館」視察計画は、東アジアで燻り始めていた領土問題と密接に繋がっていた。それは2010年11月1日、ロシアのメドベージェフ大統領が大統領として初めて国後島に渡り、それに倣った韓国の「独島守護対策委員会」の姜昌一議員等が翌年5月、国後島に上陸して、日本を挑発していたからだ。そこで新藤議員等の登場となるが、この鬱陵島視察は、その年の「竹島の日」のシンポジウムがきっかけになった。

この李明博大統領の竹島上陸に促され、日本政府は2012年11月、「竹島問題対策準備チーム」を発足させると、2013年には「国民世論の啓発、国際社会に向けた発信等」を目的とした「領

土主権対策企画調整室」を設置した。だがその設置目的は、「竹島の日」条例と比べても、後退していた。島根県議会が「竹島の領土権確立」を求めたのは、1954年以來、竹島が韓国に不法占拠され、日本の国家主権が侵され続けていたからだ。それ故、日本政府の制止を振り切り、島根県議会が「竹島の日」条例の制定を強行したことは、「日韓の間に領土問題は存在しない」と嘯く韓国側には、衝撃だった。「竹島の日」条例の成立が確実になると、盧武鉉大統領は3月7日、「歴史・独島問題を長期的・総合的・体系的を含めた専担機関の設置」を指示したからである。

3. 韓国政府の対応策

この時、外交通商部長官（日本では外務大臣）の潘基文も、独島問題を「日韓関係よりも上位概念」と捉えていた。韓国政府は2005年4月に竹島問題の専担機関（「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」）を設置し、翌年9月には「東北アジア歴史財団」と改組して、日本攻略の司令塔としたからだ。その設置目的について、現在の「東北アジア歴史財団」の財団案内では、次のように記している。

「東北アジアと世界全体を不幸にした間違った歴史観やそれによって惹き起こされた問題点と向き合い、長期的総合的研究分析と体系的・戦略的政策の開発を遂行して、正しい歴史を作り、東北アジアの平和と繁栄のための基盤づくりを目的に設立された」

ここに記された「東北アジアと世界全体を不幸にした間違った歴史観」とは、韓国側から見た「日本の歴史認識」を指している。そこで「正しい歴史を作り、東北アジアの平和と繁栄のための基盤づくり」のための「ビジョン」として、「歴史研究と政策開発の中心」、「歴史対話と交流協力のハブ」、「東アジア共同体の基盤造成」の三つを掲げ、その内の「歴史研究と政策開発の中心」では、その方向性が次のように記されている。

「東北アジアの歴史に関する誤解と歪曲を防止するためには、広くかつ、深い研究が必要です。東北アジア歴史財団は、古代から現代までの東北アジアの歴史研究の中核となっていきたいと思います。また、研究成果をもとに歴史認識を巡る対立を解消し、歴史和解を実現する政策・対策を開発・提示してまいります」

「東北アジア歴史財団」に求められたのは、日本との「歴史問題」を解決する司令塔役である。そのため歴代の財団理事長には、歴史学者かそれに近い人物が就き、その地位は閣僚級とされる。現在の理事長は五代目の金度亨氏で、その金度亨理事長の下、「東北アジアの古代史研究」、「隣国の韓国観研究と対応」、「独島に関する学際的研究」、「東海の名の国際的拡散」、「総合的で有機的な東アジア像の模索」、「韓・中・日共同の歴史認識の指向」、「学术交流と歴史和解」、「市民社会と交流と協力強化」等の研究が進められている。

その「東北アジア歴史財団」が司令塔的な役割を果たしたものに、「竹島問題」、「慰安婦問題」、「歴史教科書問題」、「日本海呼称問題」、「徴用工問題」等がある。

中でも2011年から本格化した韓国の竹島教育の教材開発（『独島を正しく知る』・『永遠の我が領土独島』等）は、「東北アジア歴史財団」が担当し、「徴用工問題」では資料集を刊行するな

ど、政策提言機関としての役目を果たしている。

4. 「独島体験館」について

さらに「東北アジア歴史財団」傘下の「独島研究所」では、2012年9月に「独島体験館」をソウル市内に開設して、幼児から大人まで、竹島の歴史と自然を体験できる教育施設の運営を始めた。現在、その「独島体験館」はソウル市内だけでなく、全国13ヶ所（2018年11月現在）に設置され、地域の竹島教育に活用されている。

ソウル市内の「独島体験館」は、「東北アジア歴史財団」と同じ建物の地下にあり、比較的行きやすい場所にある。そのため「独島体験館」を訪れる日本人もいて、中には竹島を韓国領と思いつく人もいようである。これはそれだけ「独島体験館」の展示が効果的だということである。

事実、この「独島体験館」と、「領土主権対策企画調整室」が2018年に開設した「領土・主権展示館」を比べれば、その差は歴然としている。「独島体験館」は、「独島研究所」の専門家達が運営しているが、「領土・主権展示館」では民間業者に業務委託しているからだ。「領土・主権展示館」で質問をしても、答えが返ってこないのも無理がない。その「領土・主権展示館」は、2020年1月、虎ノ門に移転したが、調査研究も民間業者任せでは、「独島体験館」を超えることは難しい。

不特定多数の人々を対象とする「領土・主権展示館」とは違って、「独島体験館」は、韓国の教育部傘下の「東北アジア歴史財団」が編纂した竹島教材を復習する、教育の場だからだ。それに韓国では、2011年に教育科学技術部（現、教育部）が「小・中・高等学校独島教育の内容体系」を定め、次のような教育方針が確立している。

「独島に対する日本の挑発を抑え、独島が我が国の領土ある認識を日本は勿論のこと、国際社会に拡散させるためには、まず我々が独島に対して、正しく知らなければならない。事実を正しく知れば論理的に主張ができ、相手方を説得することができるからだ」

2018年以降、島根県内の中学校には、韓国の中学生達から手紙が届くようになった。韓国の竹島教育では、韓国側の主張を「国際社会に拡散させる」ことを奨励しているからだ。その際に活用されるのが、「東北アジア歴史財団」が開発した教材の『独島を正しく知る』である。昨年3月には、「東北アジア歴史財団」監修の『自己主導型、私が作っていく独島』（小学校三年生から高校生対象）を完成させるなど、日本の遙か先を走っている。

5. 日本の教育と韓国の独島教育

この韓国側の竹島教育に対して、日本の現状はどうであろうか。『学習指導要領（平成30年度告示）』（「高等学校」）によると、その指針は次のように記されている。

「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」について関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること」

だがこの指針だけで、日本の先生方は、韓国の小中高生から来た手紙に返事が書けるだろうか。韓国の子ども達は『独島を正しく知る』で、理論武装しているからだ。それにその論理は、「独島体験館」を訪れた日本人観光客が、韓国側の主張にも一理あると思ひ込むほど理路整然としている。

文部科学省では、この現状を承知しているのだろうか。それに竹島を韓国領とする韓国側の論理は、すでに日本国内にも浸透しているからだ。「東北アジア歴史財団」では2007年4月、『竹島・独島史的検証』を岩波書店から刊行している。理事長の金容徳氏は、その目的を「創業100年を誇る日本最大の出版社である岩波書店で、徹底した検証を通じて出版された点で大きな意味がある」。「韓国の独島領有権に対して日本国内に肯定的な視角を作ることに期待する」と語っている。

「東北アジア歴史財団」では、その後も、日本側を説伏するための「政策・対策を開発・提示」しており、その研究成果は、機関誌の『領土海洋研究』と研究叢書として公刊してきた。2020年2月11日現在、その歴史問題関係の研究書は411冊に及ぶ。盧武鉉大統領が、「歴史・独島問題を長期的・総合的・体系的を含めた専担機関の設置」を指示して、十五年目の成果である。

一方、日本政府は2013年に「領土主権対策企画調整室」を設置し、文部科学省は、2020年度から竹島教育を実施するという。日本では「竹島は日本固有の領土」としているが、韓国でも「独島は韓国固有の領土」としている。これは外務省の小冊子『竹島問題を理解する10のポイント』に対して、「東北アジア歴史財団」が『日本人が知らない独島10の真実』を公開する頃から登場したフレーズで、韓国側では日本の「固有の領土論」批判の対抗カードとしている。日本政府が反論を怠ったことで、日本政府は反論できなかつたと見ているからだ。

昨年10月、「東北アジア歴史財団」が旧著『日本人が知らない10の独島の真実』の表題を換え、『日本の偽りの主張「独島の真実」』として刊行したのはそのためである。韓国側では、自説に都合が悪くなると、『竹島問題100問100答』に対する批判』のように、無かつたかのように装い。反論されなければ、『日本の偽りの主張「独島の真実」』のように、平然と自己主張を繰り返すのである。『第四期最終報告書』では急遽、その『日本の偽りの主張「独島の真実」』を論駁したが、韓国側がどのように反応するのか、見ものである。

6. 日韓の違いとその克服

韓国側には、自説にとって都合と思われる研究を無視する傾向がある。それは日本政府の見解でない場合が多い。これは韓国側から見ると、日本側の竹島研究には日本政府と民間の二つがある、ということである。その中で、韓国側が標的とし続けるのが、外務省の『竹島問題を理解する10のポイント』である。それは反論していないからである。それに外務省の小冊子は、すでに島根大学名誉教授の内藤正中氏が『竹島＝独島問題入門、外務省『竹島』批判』として批判し、その韓国語版の『韓日間、独島・竹島論争の実態』も、「東北アジア歴史財団」の協力で翻訳がなされ、韓国内に流布している。

韓国側ではこれらを根拠に、日本政府は、「間違った歴史認識」によって竹島の領有権を主張している証拠とするのである。そこで島根県竹島問題研究会が、東北アジア歴史財団の『日本人が知らない10の独島の真実』を論駁しても、それを無視するのは、日本政府の反論ではないからである。

この現状から言えることは、日本にも竹島問題を統括できる公的な機関が不可欠だということ

である。それも小・中・高等学校で竹島教育が始まる現在、喫緊の事案である。韓国側では、意図的に日本人研究者達と関係を持ち、竹島を韓国領とする著書を日本国内に流通させているからだ。その目的は島根県竹島問題研究会の竹島研究批判で、岩波書店から刊行された『史的検証竹島・独島』（2007年）以外にも、『独島・竹島韓国の論理』（2004年）、『竹島＝独島論争』（2007年）、『図説竹島＝独島問題の解決』（2014年）、『竹島 - もう一つの日韓関係史』（2016年）、『独島・竹島の日韓史』（2016年）等が出版されている。

だがそれらは、もともと韓国領でなかった竹島を無理やり韓国領とするため、文献を曲解し、その論理のどこかで虚偽の歴史が捏造されている。しかし初学者がそれを見抜くのは容易ではない。ソウル市内の「独島体験館」を訪れた日本人が体験したような思いに至ることもある。韓国側では、竹島を韓国領とする日本人研究者を「良心的日本人」と称するが、それは「夷を以て夷を制す」ための手段である。

この外にも、「東北アジア歴史財団」では、2007年頃から日本側の歴史 NGO 団体等と協力し、日本の歴史教科書を批判してきた。近年の歴史教科書問題には、「東北アジア歴史財団」が絡んでいる。その歴史教科書問題も、最近はあまり話題にならなくなったが、「良心的日本人」と称された人々は、日本の教科書に記された竹島の記述を問題にしていた。日本で竹島教育が始まれば、再び歴史教科書問題が浮上する可能性もある。

だがそれを避けるためにも、司令塔役を果たせる機関は欠かせない。それも島根県と中央政府の間に、微妙な意識のずれが生じた現在、その設置は急務である。その「意識のずれ」は、島根県が主催する「竹島の日」の式典でも表面化している。式典には中央政府から政務官が派遣され、さらに2016年、中央政府の肝煎りで隠岐の島町に「久見竹島歴史館」が建設されたが、隠岐諸島に関する研究環境にも影響が出始めているからだ。

また2018年には、沖縄北方領土担当大臣が初めて島根県を訪問し、その後任の大臣も、任期の末期に島根県を訪れている。これが慣例化すれば、島根県としても中央政府の顔色を覗くことになり、当初からあった日本政府に対する建設的な姿勢も制限されことになる。

一方、韓国では教育部傘下の「東北アジア歴史財団」が竹島研究及びその政策提言を行い、それを外交政策に反映させている。また韓国には百を数える竹島問題関連の市民団体があり、「東北アジア歴史財団」の研究成果をもとに活動が進められている。

日本でも竹島教育が始まるが、文部科学省は、韓国側の現状をどこまで把握しているのだろうか。韓国側には、実践的な教材『独島を正しく知る』が存在する。『独島を正しく知る』で学んだ韓国の子供達達が「論理的に主張」し、日本の子供達達を「説得する」活動を始めた時、文部科学省はどう対応するのだろうか。

島根県では、島根県内の中学校に韓国の中学生から手紙が届くと、その対策として『韓国の竹島教育の現状とその問題点』を2018年11月に刊行した。その目的は、『独島を正しく知る』の誤りを論証し、県内の竹島教育を混乱させないための予防策である。

だが日本政府には、この種の事業を推進する機関がない。一般的には「領土主権対策企画調整室」に期待したいが、それはお門違いである。「領土主権対策企画調整室」は企画だけで、実施するのは委託された民間業者だからである。そのため民間業者による委託研究報告書に対しては、「東北アジア歴史財団」の丁永美氏が次のようなコメントをしている。

「1905年編入以前の独島の歴史に対しては目を瞑っている」

丁永美氏の指摘は、「1905年編入以前の独島の歴史」（竹島が日本領となる以前の鳥取藩が幕府に提出した1695年の「返答書」。1870年に佐田白茅が提出した「内探書」と1877年の「太政官指令」等）では、日本は竹島を日本領でないとしているが、日本政府の調査報告書では、竹島を日本領とする文献ばかりで、日本にとって不都合な歴史には「目を瞑っている」というのである。

これは島根県竹島問題研究会の発足以来、竹島論争の最前線にいる「東北アジア歴史財団」の丁永美氏にとっては、意外だったのだろう。日本政府による調査研究は、韓国側の争点（「1905年編入以前の独島の歴史」とは無関係に行われていたからだ。これは与えられた方針に従って行う調査研究と、「竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、問題点の整理を行う」島根県竹島問題研究会との違いである。

7. セカンドオピニオンとしての島根県

その島根県竹島問題研究会の活動も、今年で15周年を迎えた。これは研究機関を持たない「北方領土問題」と比較しても画期的だった。それは島根県議会による「竹島の日」条例の制定には、「北方領土問題対策協会」の啓発事業が深く関わっていたからだ。

2003年11月15日、西郷町（現、隠岐の島町）では、「竹島・北方領土返還運動島根県民会議」主催の講演会が開かれ、その講演で私は、「竹島問題では日本が勝てる」と発言した。それがその前年、「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」を結成していた澄田知事と県会議員の面々に受け入れられ、2年後、「竹島の日」条例の制定に繋がったからである。

その北方領土問題対策協会の事業に私をお誘いくださったのは、当時、同僚だった木村汎先生と佐瀬昌盛先生であったと、後年、木村汎先生からお聞きした。それは北方領土問題の場に竹島問題を加え、北方領土問題の活性化を狙ったとのことであった。その木村汎先生も、常々、領土問題の解決には司令塔的機関が必要と仰っていたが、残念なことに昨年、鬼籍に入られてしまった。

だが幸いなことに、島根県では司令塔的組織の必要性を認識しておられた。「竹島の日」条例を成立させた島根県議会は、その三ヵ月後には「竹島問題研究会」を発足させ、私たち研究会のメンバーにはフリーハンドを与えてくれたからだ。それを支えてくれたのが、島根県庁の職員の面々である。その協力で各期の「最終報告書」と「中間報告書」が作成された。それも研究員達の得意とする分野での報告が許され、それが結果的に多方面にわたる研究成果に繋がった。そのため韓国側の竹島研究者たちも無視することができず、韓国側との論争が続いている。

これは島根県（行政）と研究がかみ合った結果である。その中で、2007年4月に「竹島資料室」が県庁の一角に開設されたのは、第一回の「竹島の日」の式典で、県会議員との約束に端を発している。「竹島資料室」が開設され、竹島関連の資料が発見される度に地元紙の山陰中央日報社をはじめ、マスコミ各社が積極的に報道してくれた。その結果、竹島資料室には、県内外から関連資料の委託や寄贈が自然と行われるようになった。

島根県の「竹島資料室」には、外部の民間業者を雇って運営する「領土・主権展示館」や、箱物としての「久見竹島歴史館」とは違って、地元の専門家がまとめ役として在籍しているからである。

だがその「島根県竹島問題研究会」も世代交代が始まり、日本政府も「領土主権対策企画調整

室」を設置して、文部科学省は竹島教育を始めた。

中央政府に抗して成立させた「竹島の日」条例も、当初の目的は「竹島の日」を無くすことにあったが、その「竹島の日」の式典も、開催が目的化された感がある。それに領土問題は、学校教育の場では取り扱うべきではない、と考えている。領土問題は、外交によって解決すべき案件だからだ。

このところ日韓関係は、最悪といわれる。それは韓国側に、日本を侵略国家（加害者）とする「歴史認識」があるからだ。それが朝鮮半島に特有の「反正」と結びつくと、過去の歴史は「清算」されねばならなくなる。だがその「歴史認識」は1954年、日本政府が竹島問題の解決を国際司法裁判所に付託しようとした際、それを拒否した韓国側の声明で示されたものである。

竹島問題は、韓国側の言う「歴史問題」ではなく、解決しなければならない「領土問題」である。その竹島問題に先鞭をつけたのは、島根県である。島根県竹島問題研究会は、日本に司令塔的機関が生まれる時まで、セカンドオピニオンとしての役割に徹したいと思う。